案件に関連する指摘・対応状況

(1)問題・指摘の概要
2014 年度会計検査院検査報告において、角氷製氷機が当初計画通り使用されていない旨指摘を受けた。
(2)原因
市場、桟橋については計画どおり活用されてきているが、製氷施設の能力設計に当たって、角氷の所要量の需要予測を裏付ける調査を十分に行っておらず、当該需要予測の妥当性の検証が十分でなかった。
(3)これまでの対応及び現状等
JICA からの働きかけを踏まえ、製氷機の使用について、2013 年後半から国家漁業公社が定置網漁普及プロジェクトを開始し、法人及び個人顧客の製氷施設の利用を促進すると共に、財務面での向上を図っている。 その後、製氷施設使用の改善を申し入れ、2016 年 3 月、5 月及び 11 月に現地モニタリングを実施。先方からの利用状況報告によると、継続的な製氷施設の稼働、及び氷販売・売上の推移を確認している。
(4)今後の対応・教訓等
製氷施設の稼働、氷販売の安定推移を確認するべく、国家漁業公社、東セピック州政府に対して、引き続き氷施設の稼働状況、氷販売量・売上の報告を求め、モニタリングを行う。 水産施設として製氷施設を整備し、需要予測に基づき製氷施設能力を設計する場合、協力準備調査等において、適切な需要データ収集期間の設定、季節やイベント実施等による需要変動の考慮、住民の生活習慣や小売業者の販売活動傾向の慎重な検証・分析を踏まえた需要予測の裏付け調査を十分に実施し、調査の結果に基づき需要予測の妥当性を検討して製氷施設能力の設計に適切に反映する。